

# お墓のお引越し・改葬

## 一般的な手続きの流れ



1 まずは「須藤石材」に相談し、引越し先となる新しい墓所を決めましょう。



2 新しい墓所の管理者から『受入証明書』又は墓所使用承諾証を発行してもらう。

3 現在ご遺骨を埋葬している市区町村の役所から『改葬許可申請書』を入手する。  
POINT 1

4 『改葬許可申請書』に現在ご遺骨を埋葬している墓所の管理者に署名・捺印をもらう。  
POINT 2



7 新しい墓所に『永代使用承諾証』と『改葬許可証』と「ご遺骨」を持参し、納骨する。



### 記入例

POINT 1

#### 改葬許可申請書

死亡者の本籍	死亡当時の本籍
死亡者の住所	死亡当時の住所
死亡者の氏名	死亡者の性別 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
死亡年月日	昭和00年00月00日
埋葬又は火葬の場所	●●●●●00丁目00番00号
埋葬又は火葬年月日	昭和00年00月00日
改葬の理由	墓地移転のため等、理由を記入
改葬の場所	新しい墓所の住所及び名称を記入 死亡者から見た申請者の続柄及び関係
申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係	
上記のとおり改葬許可をうけたく申請いたします。	
平成 年 月 日	申請者住所
宛て	氏名
墓地管理者住所	
墓地管理者氏名	
上記埋葬の事実を証明する。	

現在の墓地管理者から署名・捺印をいただく

### 『改葬許可申請書』について

①必要事項を記入する。

[記入例:赤]

②現在ご遺骨を埋葬している施設の管理者から“埋葬の証明”として署名・捺印をもらう。

[記入例:青囲み]

霊園の場合→管理事務所が記入  
寺院の場合→ご住職が記入

\*埋葬されているご遺体が2体以上の場合は、記入方法が異なります。詳しくは窓口にお問い合わせください。  
※申請書の様式については、各市区町村により異なります。

POINT 2

### 墓地の管理者に署名・捺印をもらいましょう。

お引越しするお墓が、公営や民間の墓地・霊園ではなくお寺にある場合には配慮が必要です。スムーズに手続きが進められるよう、ご住職に離檀の申し入れをし、これまで長年お世話になってきたお気持ちをお包みします。



POINT 3

### 石材店に墓石解体・撤去の見積もりを取り、依頼しましょう。

現在埋葬している墓地は、購入前の更地の状態に戻します。寺院の場合は、出入りの石材店、その他のケースでは地元の石材店を探し、見積もりをもらい、業者・費用を決定。費用は、場所・規模・施工方法などの違いにより異なります。

